

「消防業務賠償責任保険の手引き」からの抜粋

一般的な見舞金請求の流れ

- 1 消防本部(加入者)から見舞金支給対象者に対して、バイスタンダーの確認(見舞金支給対象者の判定)をします。
- 2 見舞金支給対象者から消防本部(加入者)に対して、「応急手当に係る見舞金請求書」の提出が必要となります。
- 3 消防本部(加入者)から見舞金支給対象者に対して、応急手当に係る見舞金の支給をします。
- 4 消防本部(加入者)から一般財団法人全国消防協会(保険契約者)に対して、また全国消防保険サービス株式会社(取扱代理店)から東京海上日動(引受保険会社)に対しても同様に、次に掲げる4点の書類を提出してください。
 - バイスタンダー見舞金請求書兼事故状況証明書
 - 見舞金支給対象者の本人確認の書類写(運転免許証、健康保険証等)
 - 医療機関で感染検査を実施したことを証明する書類
 - 見舞金の支給を証明するもの
- 5 東京海上日動(引受保険会社)から消防本部(加入者)に対して、バイスタンダー見舞金の支払がされ完了します。